

平成24年4月1日制定
平成29年6月19日一部改正

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）の定款第18条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長等とは、理事のうち、理事長又は常務理事の職にある者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、試験センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は試験センターの役員としての職務遂行の対価に限られ、試験センターの使用人等として受け取る財産上の利益を含まない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事長等の報酬は年俸制とし、理事長等以外の役員に対しては理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 理事長等の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長等の報酬額は評議員会で決定し、別表1「理事長等の年間報酬額の範囲」において明確にする。各々の理事長等の報酬額は決定された年間報酬額の範囲内で、理事会において別に定める。

- 2 理事長等以外の役員及び評議員に対する報酬は評議員会で決定し、別表2「理事長等以外の役員報酬」、別表3「評議員の報酬」において明確にする。
- 3 理事長等に対する退職慰労金の計算方法は評議員会で決定し、別表4「理事長等の退職慰労金の計算」において明確にする。各々の退職慰労金の計算については理事会において別に定める。
- 4 退職慰労金は、理事長等として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、試験センターの定款第32条第1号の規定により解任されたとき、または本人から辞退の申出を受けたときは退職慰労金は支給しない。
- 5 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の例による。

（報酬の支給日）

第5条 理事長等の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）に支払うものとする。ただし、理事長等以外の役員、評議員にあっては、理事会、評議員会への出席等必要な都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（通勤費）

第7条 常勤役員には、国家公務員の例による通勤手当を支給する。

2 非常勤役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当額を支給する。

（費用）

第8条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第9条 この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年6月19日から施行する。

別表 1 理事長等の年間報酬額の範囲

	常勤役員	非常勤役員
理事長	1,500万円までの範囲	常勤役員の報酬を基に、勤務実態に応じて理事会において別に定める。
常務理事	1人につき1,350万円までの範囲	

別表 2 理事長等以外の役員報酬

理事会出席等の都度、報酬等として一律源泉徴収後2万円とする。

なお、監事が監査業務に従事した日は一律源泉徴収後5万円とする。

別表 3 評議員の報酬

評議員会出席等の都度、報酬等として一律源泉徴収後2万円とする。

ただし、議長にあっては源泉徴収後3万円とする。

別表 4 理事長等の退職慰労金の計算

在職1月につき、年間報酬額を19以上の係数で除した額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。個々の係数については理事会において別に定める。